

# 兵庫県公報

平成24年10月19日 金曜日 第 2433 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 道路の位置指定（建築指導課）	7
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 入札公告（県立大学）	8

## 告 示

### 兵庫県告示第1338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年10月4日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般）ため池整備工事 小規模	神野地区	平成24年10月19日から 同 年11月8日まで	加古川市役所



### 兵庫県告示第1339号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区大糠字ヲシヲ491から494まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1340号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区長瀬字田尻谷426から428まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1341号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区長瀬字ホキン谷785、785の1、786から788まで、789の1、790、790の1、791から796まで、797の1、800の1、村岡区山田字大平1856から1859まで、1859の1、1860、1860の1、1861
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1342号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字作ボウキ637の1、637の2、638から642まで、658、659の1から659の3まで、字坂根709、713、713の1、字水山714から717まで、717の1、718、735の1、735の2、736の1、736の2、747、747の1、750、751
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1343号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡香美町村岡区山田字打越752の1から752の3まで、753、754、766の1、字大コモギ793の2、794
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1344号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町久斗山字本谷奥897の12から897の38まで、897の119から897の136まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1345号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町千原字白谷1300の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1346号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
美方郡新温泉町千原字坂本1174の1、1175の1、1175の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1347号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町鐘尾字坂本441の1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1348号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町千谷字北谷1042、1042の2、1044の1、1044の2・1047・1050・1051・1051の1・1052の2・1056の3・1077の1・1078の1・1081・1086の1・1086の2・1087・1089・1090(以上15筆について次の図に示す部分に限る。)、1044の4から1044の10まで、1045、1046、1048、1049、1052の1、1053、1054の1から1054の4まで、1056、1072、1072の1、1073、1073の1、1074、1074の1、1075から1077まで、1080、1082から1085まで、1088、1090の1、1093の2、1093の4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1349号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町三原字水谷156（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1350号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
豊岡市竹野町三原字水谷156（次の図に示す部分に限る。）、156の3、156の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1351号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び道路台帳（世界測地系へ座標変換））
- 2 作業期間  
平成23年7月25日から平成24年3月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲陽園目神山町



**兵庫県告示第1352号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年10月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年10月19日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 山本伊丹線	宝塚市山本野里2丁目105番14から 同市山本野里2丁目104番10まで	旧	5.0から 12.0まで	64.0	
		新	5.0から 14.0まで	64.0	



**兵庫県告示第1353号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 0007号	24.10.4	揖保郡太子町東保字宗田101番3の一部	4.50	29.99

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 エコール・なじお

所在地 西宮市名塩新町8番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社関西都市居住サービス

代表者の氏名 大 鋸 志 郎

住所 大阪市中央区本町二丁目1番6号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している法人の代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社関西都市居住サービス

代表者の氏名 鈴 木 貴 雄

イ 変更後

名称 株式会社関西都市居住サービス

代表者の氏名 大 鋸 志 郎

4 変更年月日

平成24年6月26日

5 届出年月日

平成24年9月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年10月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年2月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年10月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町日山字新田22番4、22番5の一部、22番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町日山102番地の1

株式会社竜野工務店 代表取締役 前 田 幾 雄

3 許可年月日及び許可番号

平成24年7月11日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1－7号（24たつの）



**入札公告**

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月19日

兵庫県立大学 契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
兵庫県立大学明石キャンパス空調設備改修工事（講堂系統）
- (2) 工事場所  
明石市北王子町13—71
- (3) 工事概要  
工種 管工事  
吸収式冷温水機（講堂系統）の更新
- (4) 施工期間  
着工の日から平成25年3月22日（金）まで
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
- (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日  
平成24年11月下旬予定
- (9) 支払条件

- ア 前払金 無
- イ 部分払 無

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

## (1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約予定日までに失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において契約予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 明石市内及び神戸市西区内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成24年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてB等級に格付けされていること。

カ 兵庫県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であって、その合計点数が5点以上であること。

キ 総合評定値通知書における管工事の平均完成工事高が、平均完成工事高合計の25パーセント以上であること。

ク 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

コ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(7) 請負代金額が2,500万円以上の場合、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(i) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

平成24年10月19日（金）から同年11月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒673-8588 明石市北王子町13-71

兵庫県立大学明石キャンパス事務部総務課

電話番号（078）925-0860

#### 5 入札参加資格確認資料の交付

##### (1) 交付期間

平成24年10月19日（金）から同月29日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 交付場所

前記4(2)に同じ。

##### (3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

#### 6 入札参加の手續

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

##### (1) 提出期間

平成24年10月19日（金）から同月29日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

##### (3) 提出部数

1部

##### (4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式3号の5）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

##### (5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

#### 7 設計図書に対する質問及び回答書の閲覧

##### (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

##### ア 提出期間

平成24年10月19日（金）から同月30日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

前記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成24年11月2日（金）から同月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成24年11月9日（金）午後2時30分

(2) 入札及び開札の場所

兵庫県立大学明石キャンパス 203演習室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者宛での委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。  
イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記 8 (1) の日時に、上記 (2) の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

## 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 財務規則第91条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(i) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

ウ 提出方法

前記 4 (2) の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められたものは、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記 (2) の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

## 11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県立大学が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（兵庫県立大学）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

## 13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。